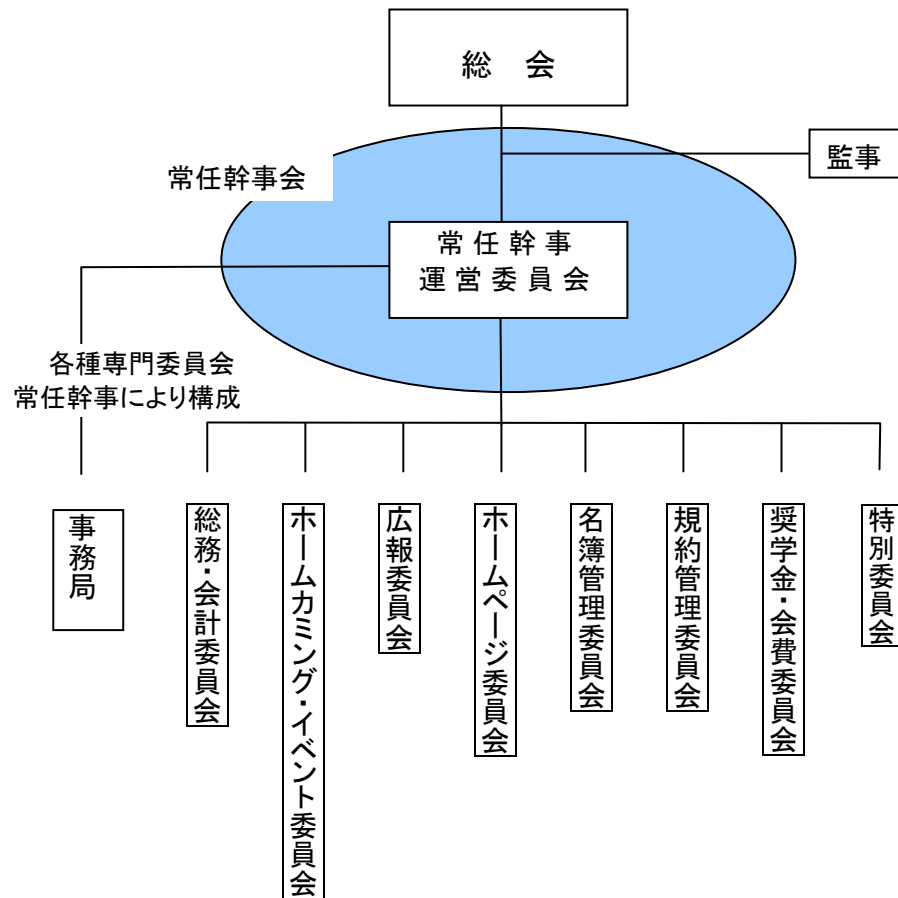


城北学園同窓会



会員総数： 33,593 名、内、住所判明者 19,140 名

常任幹事総数： 402 名、内、住所判明者 306 名（平成 24 年 3 月の卒業生まで）

第 9 条 定時総会

2. 総会は、正会員をもって構成し、議長は、会長とする。
3. 総会は、次の事項を議決する。
 - 1) 会長の承認。
 - 2) 監事の承認。
 - 3) 事業報告および収支決算の承認。
 - 4) 事業計画および収支予算の承認。
 - 5) 規約の改正
 - 6) その他常任幹事運営委員会が必要と認めた事項。
4. 総会議決は出席会員の過半数とする。賛否同数のときは議長がこれを決する。
5. 総会の議決事項は、会報誌等により会員に通知する。

第 11 条 常任幹事会および常任幹事運営委員会

1. 構成
常任幹事会は、通常の会務を執行するため常任幹事運営委員会を設置する。常任幹事運営委員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長、会計、常任幹事より構成され、総会に準ずる議決機関とする。議長は会長または会長が指名した役員とする。また、常任幹事運営委員会は会務執行のために専門委員会を設けることができる。
2. 常任幹事運営委員会は、次の事項を議決または承認することができる。
 - 1) 第 9 条総会に付議する事項全般
 - 2) 常任幹事運営委員と役員人事
 - 3) 予算外の収入、支出の追認
 - 4) 近藤基金運営の参加
 - 5) その他、常任幹事運営委員会が必要と認めた事項。
3. 常任幹事運営委員会の議決は出席者の過半数とする。賛否同数のときは議長がこれを決する。
4. 幹事長は原則定時総会前に年次常任幹事会を開き、常任幹事全員に対して、定時総会に付議する事項の説明を行う。その方法は、郵送または会議によるものとする。